

2019年8月20日

国立大学法人福岡教育大学
学長選考会議・議長 尾崎 春樹 殿

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 笹原浩作



学長によるハラスメントに対する法人の対応について

本年8月6日付で本学教員から「国立大学法人 福岡教育大学 ハラスメント防止・対応に関する指針」に基づき、櫻井孝俊学長および寺尾慎一副学長（当時）を被申立人としてハラスメント苦情申立てが行われ、法人から、7月31日付で同指針を適用できない旨の文書（事務連絡）が当該教員に届きました。今のところ、ハラスメントの訴えに関して法人は何も対応していない状況です。

他方で、7月29日の団体交渉で学長がハラスメントをした場合の対応について交渉しました。法人から「(学長がハラスメントをした場合は) 規程上は、学長選考会議や監事に権限がある」という発言がありましたので、学長選考会議として本事案（8月6日付のハラスメント苦情申立て）に関してどのように対応しているのか（もしくは、対応する予定なのか）について、2019年8月30日（金）までに文書で回答いただきますようお願いいたします。

以上